

丙午四二

明治廿九年三月十七日

内閣書記官

内閣總理大臣

大

内閣書記官長

大

内閣大臣へ照會案

別紙衆議院議院議院神祇官興復ノ件御意見致承知度此段及御照會候也

總理大臣

十六

内閣

衆議院第二五一號

別冊神祇官興復ノ建議本院ニ
於テ議決セリ依テ及送付候也

明治二十九年三月七日

衆議院議長楠本正隆



内閣總理大臣侯爵伊藤博文殿

海軍大臣

衆議院

衆議院書記官長奥田義人



恭ク惟ミルニ神祇ヲ崇敬スルハ
本邦ノ古儀ニシテ

皇室ノ尊嚴因テ以テ立チ國體
ノ本源因テ以テ明ニ大義名分ノ
定マル所大倫秩序ノ基ク所皆此
ニ淵源セサルハナシ故ニ歷朝神祇
官ヲ諸官ノ上ニ置キ以テ之ヲ畏敬
セリ中古皇綱紐ヲ解キ武弁大
政ヲ擅ニシテヨリ官職凡テ放棄セル

衆議院

モノ數百年而シテ維新ノ始大政
ヲ古ニ復スルヤ神武ノ創業ニ
基キ列聖ノ遺訓ニ則リ先帝
ノ遺志ヲ繼キ直チニ之ヲ興復
シ天下ノ臣民亦大ニ矜式スル所
トナレリ然ルニ幾年ヲ經スシテ
又廢セラルル今ヤ神祇官所祭ノ
神祇ハ宮中ノ賢所ニ神殿ヲ
并設シテ祭鎮セラル

天皇陛下下一ニ聖躬ニ擔ハセラレ親祭畏

敬益々厚キヲ加ヘ給フ臣下タル者
誰カ感銘セサラムヤ然レトモ臣下
ノ本分ニ於テ大ニ缺クルモノアリ何
ソヤ神祇官ノ設ナキ是ナリ謹テ歴
史ヲ按スルニ

賢所ト神祇官トハ固異其ノ源因異
ニシテ賢所ハ主トシテ至尊
ノ奉仕シ給フ所神祇官ハ主ト
シテ臣下ノ祭祀スル所タルハ
皇祖ノ大詔ニ出テ歴史ノ證明

衆議院

スル所ナリ臣下タルモノ宜ク之ヲ
遵奉敬守シテ神祇ヲ敬祭ス
ル所ノ官衙ナカルヘカラス是レ神
祇官ノ必要タル所以ナリ而シテ
今日之ナキハ即チ皇祖ノ大詔
ニ違フノ恐ナキコト能ハス又國體
ノ本源ニ缺クル所ナシト謂フヘカ
ラス豈恐懼ニ堪フヘケムヤ當今
内務ノ一小局ニ於テ
神宮及大小神社ト宗宇佛寺

ト一括シテ之ヲ掌理シ國家ノ宗
祀ヲシテ宗教ノ祀堂ト混視セ
シムルニ至ル豈亦歷朝崇敬ノ意
ナラムヤ宜ク往古ヲ稽ヘ將來ヲ
慮リ

皇祖ノ大詔ヲ顯彰シ國體ノ本
源ニ基キ臣民ノ忠誠ヲ萃メテ
報本反始ノ本ヲ務メ以テ皇室
ニ盡ス所ノ神祇官ヲ興復セラル
ヘキナリ

衆議院

右及建議候也

議甲四二

明治廿九年三月九日

内閣書記官

内閣總理大臣

大隈

内閣書記官長

大隈

外務大臣

大隈

海軍大臣

加

文部大臣

大隈

逓信大臣

大隈

内務大臣

大隈

陸軍大臣

大隈

司法大臣

大隈

農商務大臣

大隈

黒田

大隈

衆議院議決神祇官興復ノ建議

右回覽ニ供ス

内

閣